

公益社団法人日本鉄道広告協会倫理綱領

平成18年6月1日制定
平成22年8月10日名称変更

(前文)

生活関連情報の伝達手段として年々重要度を増している鉄道広告[註]は、他のメディアに比して選択性のない環境で鉄道利用者に情報が伝達されるという特徴を有するため、より高い倫理性と品位が求められている。

また、鉄道広告は公共の交通機関である電車や駅などの設備や施設を利用しており、広告活動においてはまず安全確保を最優先し、鉄道事業の運営に支障を来たすことがあってはならない。

さらに、鉄道広告は街並みや景観の一部を形成しており、美観、風致との調和を図ることも重要である。

このような鉄道広告特有の課題に加えて、そもそも広告には消費者に有意義な情報を伝達するという使命があり、消費者の利益を損なうものであってはならない。また、新しく社会問題化している個人情報の管理についても真摯に対応する必要がある。

当協会加盟会員の総意として、以上に関わる社会的責任を自覚し、ここに『鉄道広告倫理綱領』を制定する。

(倫理綱領)

1. 鉄道広告は、倫理および品位を重んじ、善良な習慣を損なうものであってはならない。
2. 鉄道広告は、人権を尊重し、他を誹謗または中傷するものであってはならない。
3. 鉄道広告は、関係法令を遵守し、健全な社会秩序を損なうものであってはならない。
4. 鉄道広告は、鉄道利用者に不利益をもたらすものであってはならない。
5. 鉄道広告は、鉄道の安全運行と公共サービスを損なうものであってはならない。
6. 鉄道広告は、環境への負荷や、良好な美観形成に配慮したものでなくてはならない。

[註]鉄道広告には、鉄道事業者及びそのグループ会社が経営するバスの広告も含む。